

# 戸田市立芦原小学校PTA細則

## 第1条 選考委員会

1. 選考委員会は役員会で構成する。
2. 選考委員会は会長候補者を選出し、その後、会長候補者を含めて、副会長、会計、会計監査の各候補者を会員の中から選出する。
3. 選考委員会で話し合われた内容については、一切口外しない。
4. 選考委員は総会終了後に解任するものとする。
5. 歴代会長、学校関係者の意見を考慮し決定することができる。

## 第2条 戸田市PTA連合会保険

1. 本会はPTA活動にともなう会員の安全を確保するため、戸田市PTA連合会保険に加入する。
2. この負担金については、戸田市補助金より支出する。

## 第3条 経費の支出

1. 本会の経費支出については次のとおりとする。
  - イ. 5,000円以上の経費支出をする場合は、理由書を付し、会長の承認を必要とする。
  - ロ. 5,000円未満の場合は会計の責任において支出する。

## 第4条 第4条 子供会育成会

1. 地域児童の健全育成という観点から、学区内の子供会育成会との協力体制を維持する。
2. 事前要請があれば、必要に応じて、育成会の代表者もしくは代理の者は、役員会に出席できるものとする。但し議決権は無いものとする。

## 第5条 第5条 慶弔規定

1. 本会の慶弔については次のとおりとする。
  - イ. 会長、副会長、会計の退任に対しては、必要に応じて記念品を贈呈する。
  - ロ. 会員である教職員転任または退職の場合は、慰労の意を込めて記念品を贈呈する。  
記念品の額は、会員年数×1,000円とするが、転任や退職が公表された後、直接贈呈する機会がない為、予め会費納入の際に1,000円を差し引いた額を納入してもらい記念品に代えて感謝の意を表すものとする。
  - ハ. 本会は次の場合に弔慰金を供える。  
会員死亡の場合 5,000円 児童死亡の場合 5,000円  
教職員家族死亡の場合(夫・妻・子供) 5,000円
- 二. その他慶弔に関して特別の事情発生の場合は、役員会にはかり処理することができる。

## 附 則

本細則は平成17年5月20日から施行する。

|           |            |           |            |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 第1回細則一部改正 | 平成23年5月10日 | 第5回細則一部改正 | 令和 3年5月24日 |
| 第2回細則一部改正 | 平成28年5月12日 | 第6回細則一部改正 | 令和 4年5月31日 |
| 第3回細則一部改正 | 平成30年5月16日 | 第7回細則一部改正 | 令和 5年5月26日 |
| 第4回細則一部改正 | 令和 2年2月 5日 | 第8回細則一部改正 | 令和 6年5月24日 |